

## 令和6年度法人本部事業計画書

### (1) 発展的経営について

#### 1 令和6年度介護報酬改定について

令和6年度は、3年に一度の介護報酬改定が行われる節目の年となる。広範多岐に亘る改正となるが、次の点を中心に法人としての対応に万全を期す。また、規則・規定類を整備し、必要に応じてこれらの改廃と策定を急ぐ。

#### 〔主たる着眼点〕

- 1) 医療機関との連携強化（協力医療機関との緊急時／平時の連携義務化）
- 2) 看取り、感染症や災害対策の強化
- 3) 虐待防止の維持継続、推進
- 4) リハ、口腔、栄養の個別的、或いは一体的な取組
- 5) 生産性の向上
- 6) 処遇改善

### (2) 健全な経営について

#### 1 稼働率

安定した収入は事業運営の血流となるもので、これを確保し事業を継続できこそ、地域貢献が可能となる。これを踏まえ、各事業所は次の(3)に詳述する稼働率の達成を期す。特養並びに短期入所の居住系は100%、通所系デイサービスは90%、ケアプランセンター居宅支援系はケアマネジャー1人あたり月44件(100%)を目指す。

#### 2 経営分析と対策

毎月の収支分析を継続し、必要な対策を適時適切に講じることによって稼働率の向上を図る。また、近時のインフレーション、物価高騰に際し、コスト増に対する対応として各種取引、購買活動の見直しを行う。

#### 3 事業所内連携の強化

各事業所は競争力向上のため、魅力的なサービス提供に注力すると共に、法人内の事業所間連携を強化、協力体制を維持し、戦略を以て稼働率の向上に勤しむ。

### (3) 稼働率の目標

健全で発展的な経営を維持するために、事業所ごとに2024年度の目標として、次の稼働率を定める。

事業所名	定員	2024年度目標	
		目標数	達成率
特別養護老人ホーム情和園	90名 ⇒	90名	100%
情和園ショートステイ・ビス	8名 ⇒	8名	100%
情和園デイサービスセンター	50名（運用40名）⇒	36名	90%
ハニカム青春塾	30名（運用22名）⇒	20名	90%
情和園デイサービスセンターハッピー	12名 ⇒	10名	90%
介護保険サービスセンター情和園	44件 ⇒	44件	100%

#### **(4) 法令を遵守した経営**

令和6年度介護報酬改定に臨み、発布される省令や規則の確認を細かく行う。よって、人員配置基準、設備基準、運営基準など各種基準を遵守し、コンプライアンスの徹底を図る姿勢を貫く。

#### **(5) 利用者サービスの質の向上**

##### 1 生産性向上推進委員会について

今般の介護報酬改定で義務化された生産性の向上について、「生産性向上推進委員会」を設置する。この中核となる委員会が牽引して、心・技・体の3面から利用者最優先の意識と体制づくりに邁進する。

##### 2 BCP（事業継続計画）について

これも今回の介護報酬改定で義務化された。新型コロナウイルスやインフルエンザについては感染防止策を周知徹底しているところであるが、策定されるBCPを拠り所として、（新たな）感染症や災害が発生した場合でも業務が滞りなく継続できる体制を強化する。

#### **(6) 人材確保**

##### 1 物価高騰対策給付金等について

職員の法人に対する思い入れや愛着、帰属意識を高め、働きやすい職場処遇を実現化する一環として、物価高騰対策給付金を支給する。また、毎年度取り組んでいる働き方改革を継続・推進すると共に、WebやICTを使って法人としての戦略的広報を強化する。

##### 2 一人2研修制度について

内部研修の充実を図ると共に、職員個々が外部研修への積極的な取組を行えるよう、最低2回/年の参加を奨励する。よって、業務に対するモチベーションを向上させ、併せて技術力の向上を図ることによって離職率の低下と採用促進の糧とする。

##### 3 接遇マナー、エチケット重視について

勤務にあたって、社会人としての日常の立ち居振る舞いを日常的に振り返り、姿勢を正すことによって働きやすい風土、環境の整備を図る。

#### **(7) 基本理念～3つの視点**

##### 1) 創設理念

「肉親をおもうころをそのままに永遠に捧げん情和の園に」

##### 2) 経営理念

- 1 全てのことに魂をこめた対応
- 2 規律と統制のとれた対応
- 3 厳正を旨とした姿勢
- 4 無限の精進
- 5 慈愛のころ

##### 3) 令和6年度運営理念

〔分かち合うころで〕

その笑顔 優しいことば おもいやり

#### **(8) 理事会並びに評議員会の開催予定**

愛泉会の経営主体たる理事会及び評議員会について、事業を計画的に推進し、よって民間社会福祉事業としての先駆性・独自性を発揮し、公平・公正な法人運営がなされるよう下記の予定を以て会議を開催する。但し、必要な場合は随時開催する。

- 1) 令和6年 5月 決算理事会（決算報告等）
- 2)       "     6月 決算評議員会（決算報告等）
- 3)       "     9月 補正理事会
- 4)       "    12月 補正理事会・評議員会
- 5) 令和7年 3月 予算理事会・評議員会

#### **(9) 監事監査の実施予定**

関係法に準拠した事業運営を行うため法人機能を検証し、かつ地域ニーズを踏まえたサービス提供を確固とするため、次の通り監事による監査を実施する。  
令和6年5月 決算監査

#### **(10) 各事業所、及び委員会の事業計画書**

別紙の通り。